

**PATENT ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
ABILIT CORPORATION	01/01/2011
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.
<b>Street Address:</b>	2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku
<b>City:</b>	Osaka-shi, Osaka
<b>State/Country:</b>	Japan
<b>Postal Code:</b>	542-0081
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
Patent Number:	7194890
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(202)530-1281
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
<b>Phone:</b>	2025301280
<b>Email:</b>	lcheng@chenglawgroup.com
<b>Correspondent Name:</b>	Lee Cheng
<b>Address Line 1:</b>	1100 17TH STREET N.W. STE 503
<b>Address Line 4:</b>	WASHINGTON, DISTRICT OF COLUMBIA 20036
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	HOK-0243
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	Lee Cheng

**Total Attachments: 51**

source=HOK-0243\_Verified Partial English Translation of Company Register (Change of Name)#page1.tif  
 source=HOK-0243\_Verified Partial English Translation of Company Register (Change of Name)#page2.tif  
 source=HOK-0243\_Verified Partial English Translation of Company Register (Change of Name)#page3.tif  
 source=HOK-0243\_Verified Partial English Translation of Company Register (Change of Name)#page4.tif  
 source=HOK-0243\_Verified Partial English Translation of Company Register (Change of Name)#page5.tif

**PATENT**

**501532029**

**REEL: 026283 FRAME: 0073**

**CH \$40.00 7194890**



## Company Register (Partial Translation)

2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi  
 TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.  
 Company Number 1200-01-002128

Name of Corporation	<u>ABILIT Corporation</u>	Changed on July 1, 2003
		Registered on July 1, 2003
	TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.	Changed on January 1, 2011
		Registered on January 4, 2011
Head Office	4-9-10, Imazukita, Tsurumi-ku, Osaka-shi	
	2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi	Moved on April 13, 2000
Way of Announcement	<u>Announcement on the Internet</u> <u><a href="http://www.abilit.co.jp/">http://www.abilit.co.jp/</a></u> <u>When the announcement cannot be made by an accident or by other reasons, the announcement is published in The Nikkei.</u>	Changed on March 27, 2007
		Registered on April 4, 2007
	<u>Announcement on the Internet</u> <u><a href="http://www.takasago-ei.co.jp/">http://www.takasago-ei.co.jp</a></u> <u>When the announcement cannot be made by an accident or by other reasons, the announcement is published in The Nikkei.</u>	Changed on January 2, 2011
		Registered on January 4, 2011
	<u>Announcement in Official Gazette</u>	Changed on March 30, 2011
		Registered on April 5, 2011
Date of Incorporation	July 28, 1956	
Objective	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>Manufacturing and sale of pachinko slot machines, pachinko machines, products related thereto etc.</u></li> <li>2. <u>Sale, rental, maintenance and lease of card system machines for game machines and their peripheral equipment</u></li> <li>3. <u>Issue, deal and sale of cards for game machines</u></li> <li>4. <u>Manufacturing and sale of the following products</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>Various game machines, and game software attached thereto</u></li> <li>(2) <u>Empty beverage can collecting machines, and software attached thereto</u></li> <li>(3) <u>Security and emergency machines for household purposes and for industrial purposes, and security software attached thereto</u></li> <li>(4) <u>Electric and electronic machines for household purposes, telecommunication machines, electronic information communication machines, information processing system machines, and other electronic and computer applied machines</u></li> <li>(5) <u>Machines and apparatus for assisting biological functions, and software attached thereto</u></li> <li>(6) <u>Waste disposing machines, apparatus etc.</u></li> </ol> </li> </ol>	

Reference Number ㊦ 260703

\*The underlined part has been expunged from the Company Register

1/44

2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi  
TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.  
Company Number 1200-01-002128

	<p>5. <u>Sale of secondhand products of machines, apparatus etc. mentioned in each paragraph of the preceding article</u></p> <p>6. <u>Collecting, disposing and recycling of waste, and sale of recycled products</u></p> <p>7. <u>General leasing business, financial business, investment business, agencies for car insurance and non-life insurance, rental, sale and referral of real estate</u></p> <p>8. <u>Collecting, processing and sale of information through information communication systems such as the Internet, sale of mobile phones etc. and telecommunication business, mail-order business, credit card business</u></p> <p>9. <u>All business related to and subsidiary to the previous articles</u> Changed on January 1, 2003 Registered on January 6, 2003</p>
	<p>1. <u>Planning, manufacturing, sale, rental, maintenance and lease of pachinko slot machines, pachinko machines, products related thereto etc.</u></p> <p>2. <u>Sale, rental, maintenance and lease of card system machines for game machines and their peripheral equipment</u></p> <p>3. <u>Issue, deal and sale of cards for game machines</u></p> <p>4. <u>Management of place of amusement, amusement arcade and leisure facilities</u></p> <p>5. <u>Planning, design, construction, operation and management of place of amusement, amusement arcade, leisure facilities and their installation and apparatus</u></p> <p>6. <u>Manufacturing, sale, rental, maintenance and lease of the following products</u></p> <p>(1) <u>Various game machines, and game software attached thereto</u></p> <p>(2) <u>Empty beverage can collecting machines, and software attached thereto</u></p> <p>(3) <u>Security and emergency machines for household purposes and for industrial purposes, and security software attached thereto</u></p> <p>(4) <u>Electric and electronic machines, telecommunication machines, electronic information communication machines, information processing system machines, and other electronic and computer applied machines</u></p> <p>(5) <u>Machines and apparatus for assisting biological functions, and software attached thereto</u></p> <p>(6) <u>Waste disposing machines, apparatus etc.</u></p>

	<p>7. <u>Sale of secondhand products of machines, apparatus etc. mentioned in each paragraph of the preceding article</u></p> <p>8. <u>Collecting, disposing and recycling of waste, and sale of recycled products</u></p> <p>9. <u>Acquisition, management, sale, licensing, rental and referral of patent rights, utility model rights, design rights, trademark rights, copyrights, neighboring rights, merchandising rights, know-how and other intellectual property rights</u></p> <p>10. <u>General leasing business, financial business, investment business, agencies for car insurance and non-life insurance, rental, sale and referral of real estate</u></p> <p>11. <u>Collecting, processing and sale of information through information communication systems such as the Internet, sale of mobile phones etc. and telecommunication business, mail-order business, credit card business</u></p> <p>12. <u>Information processing service business and information providing service business</u></p> <p>13. <u>All business related to and subsidiary to the previous articles</u>  Changed on March 27, 2009 Registered on April 1, 2009</p> <p>1. Planning, manufacturing, sale, rental, maintenance and lease of pachinko slot machines, pachinko machines, products related thereto etc.</p> <p>2. Sale, rental, maintenance and lease of card system machines for game machines and their peripheral equipment</p> <p>3. Management of place of amusement, amusement arcade and leisure facilities</p> <p>4. Planning, design, construction, operation and management of place of amusement, amusement arcade, leisure facilities and their installation and apparatus</p> <p>5. Manufacturing, sale, rental, maintenance and lease of the following products</p> <p>(1) Various game machines, and game software attached thereto</p> <p>(2) Electric and electronic machines, telecommunication machines, electronic information communication machines, information processing system machines, and other electronic and computer applied machines</p>
--	--

Reference Number ㊦ 260703

\*The underlined part has been expunged from the Company Register

2/44

2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi  
TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.  
Company Number 1200-01-002128

	6. Sale of secondhand products of machines, apparatus etc. mentioned in each paragraph of the preceding article 7. Collecting, disposing and recycling of waste, and sale of recycled products 8. Acquisition, management, sale, licensing, rental and referral of patent rights, utility model rights, design rights, trademark rights, copyrights, neighboring rights, merchandising rights, know-how and other intellectual property rights 9. General leasing business, investment business, rental, sale and referral of real estate 10. Collecting, processing and sale of information through information communication systems such as the Internet, mail-order business, merchandising business 11. Information processing service business and information providing service business 12. All business related to and subsidiary to the previous articles Changed on March 30, 2011 Registered on April 5, 2011
Share Unit Number	<u>100</u> Abolished on March 30, 2011 Registered on April 5, 2011
Total Number of Issuable Shares	<u>120,000,000</u> Changed on February 20, 2006 Registered on February 24, 2006 <u>140,000,000</u> Changed on March 28, 2008 Registered on April 7, 2008 70,000,000 Changed on January 1, 2011 Registered on January 4, 2011
Total Number of issued Shares, and Kind and Number	Total Number of issued Shares <u>35,175,916</u> Changed on February 20, 2006 Registered on February 24, 2006 Total Number of issued Shares <u>37,098,993</u> Changed on August 10, 2009 Registered on August 24, 2009 Total Number of issued Shares <u>38,733,608</u> Changed on February 8, 2010 Registered on March 12, 2010 Total Number of issued Shares <u>40,329,761</u> Changed on March 8, 2010 Registered on March 30, 2010 Total Number of issued Shares <u>41,925,914</u> Changed on May 7, 2010 Registered on May 26, 2010

Reference Number ㊦ 260703

\*The underlined part has been expunged from the Company Register

3/44

2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi  
TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.  
Company Number 1200-01-002128

	Total Number of issued Shares <u>43,522,067</u>	Changed on June 8, 2010 Registered on June 23, 2010
	Total Number of issued Shares <u>50,466,511</u>	Changed on October 25, 2010 Registered on October 28, 2010
	Total Number of issued Shares 49,871,312	Changed on January 1, 2011 Registered on January 4, 2011
Provision on issuance of share certificate	<u>The company issues certificate of share concerning shares.</u> Registered on May 1, 2006 in accordance with the Law 87 of 2005, Article 136 Abolished on January 5, 2009 Registered on January 19, 2009	
Capital	<u>¥5,967,239,789</u>	Changed on June 30, 2000 Registered on July 7, 2000
	<u>¥6,067,239,793</u>	Changed on August 10, 2009 Registered on August 24, 2009
	<u>¥6,152,239,793</u>	Changed on February 8, 2010 Registered on March 12, 2010
	<u>¥6,235,239,793</u>	Changed on March 8, 2010 Registered on March 30, 2010
	<u>¥6,318,239,793</u>	Changed on May 7, 2010 Registered on May 26, 2010
	<u>¥6,401,239,793</u>	Changed on June 8, 2010 Registered on June 23, 2010
	<u>¥6,651,239,777</u>	Changed on October 25, 2010 Registered on October 28, 2010
	Regulation with regard to restriction of transfer of shares	Assignment of shares of the company requires approval by Board of Directors. Made on March 30, 2011 Registered on April 5, 2011

Reference Number ㊦ 260703

\*The underlined part has been expunged from the Company Register

4/44

2-9-14, Minamisemba, Chuo-ku, Osaka-shi  
 TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.  
 Company Number 1200-01-002128

Company split	Split into ABI Medical Co., Ltd. of 4-8-18, Imazukita, Tsurumi-ku, Osaka-shi on January 4, 2008 Registered on January 4, 2008
	Split into Creation Card Co., Ltd. of 2-6-21, Motomachi, Naniwa-ku, Osaka-shi on August 1, 2008 Registered on August 1, 2008
Item with regard to Board of Directors	The company has Board of Directors. Registered on May 1, 2006 in accordance with the Law 87 of 2005, Article 136
Item with regard to Auditor	The company has auditors. Registered on May 1, 2006 in accordance with the Law 87 of 2005, Article 136
Item with regard to Board of Auditor	<u>The company has board of auditors.</u> Registered on June 28, 2006
	Abolished on March 30, 2011 Registered on April 5, 2011
Item with regard to Accounting Auditors	The company has accounting auditors. Registered on June 28, 2006
Item with regard to Register Record	In accordance with Ordinance of the Ministry of Justice No. 15 of 1989, Paragraph 3 Posted on April 20, 2000

This is to certify that the above items are all items which are registered in the Company Register and are not closed.

April 25, 2011  
 Osaka Regional Legal Affairs Bureau  
 Greffier Shigeki MORISAWA

Reference Number ㊦ 260703

\*The underlined part has been expunged from the Company Register

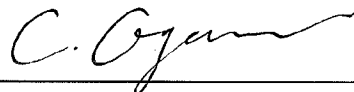
44/44



VERIFICATION OF TRANSLATION

I, the undersigned, Chikami OGAWA, of Hokuto Patent Attorneys Office,  
9th floor, Umeda Square Building, Umeda 1-12-17, Kita-ku, Osaka-shi,  
Osaka 530-0001, JAPAN hereby certify that I am the translator of the  
attached document, namely a partial translation of Company Register of  
TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD. and certify that I am familiar  
with both the Japanese and English languages and that the attached  
translation is true and correct translation from the Japanese language to  
the English language.

Signed on this May 11, 2011



---

Signature of translator

# 履歴事項全部証明書

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

商号	アビリティ株式会社	平成15年 7月 1日変更
		平成15年 7月 1日登記
	高砂電器産業株式会社	平成23年 1月 1日変更
		平成23年 1月 4日登記
本店	大阪市鶴見区今津北四丁目9番10号	
	大阪市中央区南船場二丁目9番14号	平成12年 4月13日移転
公告をする方法	電子公告とする。 <u>http://www.abilit.co.jp/</u> 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成19年 3月27日変更
		平成19年 4月 4日登記
	電子公告とする。 <u>http://www.takasago-ei.co.jp/</u> 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 1月 2日変更
		平成23年 1月 4日登記
	官報に掲載して行う。	平成23年 3月30日変更
		平成23年 4月 5日登記
会社成立の年月日	昭和31年7月28日	
目的	1、パチスロ遊技機、パチンコ遊技機及びこれらの関連製品等の製造、販売 2、遊技機用カードシステム機器及びその周辺機器の販売、貸与、メンテナンス及びリース事業 3、遊技機用カードの発行、取扱い及び販売 4、次の製品の製造、販売 (1) 各種ゲーム機器及びこれに附帯するゲーム・ソフトウェア (2) 飲料用空き缶回収機器及びこれに附帯するソフトウェア (3) 家庭用及び業務用保安・防災機器及びこれに附帯するセキュリティ・ソフトウェア (4) 家庭用電気・電子機器、電気通信機器、電子情報伝達機器、情報処理システム機器、その他電子・コンピューター応用機器 (5) 生体機能を補助する機器・装置等及びこれに附帯するソフトウェア (6) 廃棄物を処理する機器・装置等	

	<p>5. <u>前各号に掲げる機器・装置等の古物の売買</u>          6. <u>廃棄物の収集・処理及び再生利用並びにその再生品の販売</u>          7. <u>総合リース業、金融業、投資業、自動車保険・損害保険の代理業、不動産の賃貸・売買及びその斡旋</u>          8. <u>インターネット等の情報通信システムによる情報の収集処理及びその販売、携帯電話機等の販売及びその電気通信事業、通信販売業、クレジットカード業</u>          9. <u>前各号の事業に関連及び附帯する一切の事業</u>          平成15年 1月 1日変更 平成15年 1月 6日登記</p>
	<p>1. <u>パチスロ遊技機、パチンコ遊技機及びこれらの関連製品等の企画、製造、販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          2. <u>遊技機用カードシステム機器及びその周辺機器の販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          3. <u>遊技機用カードの発行、取扱い及び販売</u>          4. <u>遊技場、ゲームセンター及びレジャー施設の経営</u>          5. <u>遊技場、ゲームセンター、レジャー施設及びその設備装置の企画、設計、施工、運営並びに管理</u>          6. <u>次の製品の製造、販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          (1) <u>各種ゲーム機器及びこれに附帯するゲーム・ソフトウェア</u>          (2) <u>飲料用空き缶回収機器及びこれに附帯するソフトウェア</u>          (3) <u>家庭用及び業務用保安・防災機器及びこれに附帯するセキュリティ・ソフトウェア</u>          (4) <u>電気・電子機器、電気通信機器、電子情報伝達機器、情報処理システム機器、その他電子・コンピューター応用機器</u>          (5) <u>生体機能を補助する機器・装置等及びこれに附帯するソフトウェア</u>          (6) <u>廃棄物を処理する機器・装置等</u>          7. <u>前各号に掲げる機器・装置等の古物の売買</u>          8. <u>廃棄物の収集・処理及び再生利用並びにその再生品の販売</u>          9. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、商品化権、ノウハウその他の知的所有権の取得、管理、売買、使用許諾、賃貸及びその斡旋</u>          10. <u>総合リース業、金融業、投資業、自動車保険・損害保険の代理業、不動産の賃貸・売買及びその斡旋</u>          11. <u>インターネット等の情報通信システムによる情報の収集処理及びその販売、携帯電話機等の販売及びその電気通信事業、通信販売業、物品販売業、クレジットカード業</u>          12. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u>          13. <u>前各号の事業に関連及び附帯する一切の事業</u>          平成21年 3月 27日変更 平成21年 4月 1日登記</p>
	<p>1. <u>パチスロ遊技機、パチンコ遊技機及びこれらの関連製品等の企画、製造、販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          2. <u>遊技機用カードシステム機器及びその周辺機器の販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          3. <u>遊技場、ゲームセンター及びレジャー施設の経営</u>          4. <u>遊技場、ゲームセンター、レジャー施設及びその設備装置の企画、設計、施工、運営並びに管理</u>          5. <u>次の製品の製造、販売、貸与、メンテナンス及びリース</u>          (1) <u>各種ゲーム機器及びこれに附帯するゲーム・ソフトウェア</u>          (2) <u>電気・電子機器、電気通信機器、電子情報伝達機器、情報処理システ</u></p>

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

	ム機器、その他電子・コンピューター応用機器 6. 前各号に掲げる機器・装置等の古物の売買 7. 廃棄物の収集・処理及び再生利用並びにその再生品の販売 8. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、商品化権、ノウハウその他の知的所有権の取得、管理、売買、使用許諾、賃貸及びその斡旋 9. 総合リース業、投資業、不動産の賃貸・売買及びその斡旋 10. インターネット等の情報通信システムによる情報の収集処理及びその販売、通信販売業、物品販売業 11. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 12. 前各号の事業に関連及び附帯する一切の事業 平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 5日登記
単元株式数	<u>100株</u> 平成23年 3月30日廃止 平成23年 4月 5日登記
発行可能株式総数	<u>1億2000万株</u> 平成18年 2月20日変更 平成18年 2月24日登記
	<u>1億4000万株</u> 平成20年 3月28日変更 平成20年 4月 7日登記
	<u>7000万株</u> 平成23年 1月 1日変更 平成23年 1月 4日登記
	発行済株式の総数 <u>3517万5916株</u> 平成18年 2月20日変更 平成18年 2月24日登記
	発行済株式の総数 <u>3709万8993株</u> 平成21年 8月10日変更 平成21年 8月24日登記
	発行済株式の総数 <u>3873万3608株</u> 平成22年 2月 8日変更 平成22年 3月12日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>4032万9761株</u> 平成22年 3月 8日変更 平成22年 3月30日登記
	発行済株式の総数 <u>4192万5914株</u> 平成22年 5月 7日変更 平成22年 5月26日登記

整理番号 ウ260703

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 4 4

REEL: 026283 FRAME: 0084

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

	発行済株式の総数 <u>4352万2067株</u>	平成22年 6月 8日変更 ----- 平成22年 6月23日登記	
	発行済株式の総数 <u>5046万6511株</u>	平成22年10月25日変更 ----- 平成22年10月28日登記	
	発行済株式の総数 4987万1312株	平成23年 1月 1日変更 ----- 平成23年 1月 4日登記	
	株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	平成21年 1月 5日廃止
			平成21年 1月19日登記
	資本金の額	<u>金59億6723万9789円</u>	平成12年 6月30日変更 ----- 平成12年 7月 7日登記
<u>金60億6723万9793円</u>		平成21年 8月10日変更 ----- 平成21年 8月24日登記	
<u>金61億5223万9793円</u>		平成22年 2月 8日変更 ----- 平成22年 3月12日登記	
<u>金62億3523万9793円</u>		平成22年 3月 8日変更 ----- 平成22年 3月30日登記	
<u>金63億1823万9793円</u>		平成22年 5月 7日変更 ----- 平成22年 5月26日登記	
<u>金64億123万9793円</u>		平成22年 6月 8日変更 ----- 平成22年 6月23日登記	
<u>金66億5123万9777円</u>		平成22年10月25日変更 ----- 平成22年10月28日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定		当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。  平成23年 3月30日設定 平成23年 4月 5日登記	

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

新株の引受権の付与に関する規定	当社は、取締役または使用人に商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権を与えることができる。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>大阪市中央区北浜四丁目5番33号</u> <u>住友信託銀行株式会社</u> <u>大阪市中央区北浜四丁目5番33号</u> <u>住友信託銀行株式会社 証券代行部</u> 平成12年 6月 1日変更 平成12年 6月 7日登記	
	平成23年 3月30日株主名簿管理人住友信託銀行株式会社を廃止 平成23年 4月 5日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成18年 3月30日重任
		平成18年 3月30日登記
	取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 7日登記
	取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成22年 3月26日重任
		平成22年 3月30日登記
	取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成23年 3月30日重任
		平成23年 4月 5日登記
	取締役 <u>石井治夫</u>	平成18年 3月30日重任
		平成18年 3月30日登記
		平成20年 3月28日退任
		平成20年 4月 7日登記
	取締役 <u>桑名慎</u>	平成18年 3月30日重任
		平成18年 3月30日登記
		平成20年 3月28日退任
		平成20年 4月 7日登記

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

	取締役 <u>石原正久</u>	平成20年 3月28日就任
		平成20年 4月 7日登記
		平成20年 7月31日辞任
		平成20年 8月 1日登記
	取締役 <u>森元一郎</u>	平成20年 3月28日就任
		平成20年 4月 7日登記
	取締役 <u>森元一郎</u>	平成22年 3月26日重任
		平成22年 3月30日登記
	取締役 <u>森元一郎</u>	平成23年 3月30日重任
		平成23年 4月 5日登記
	取締役 <u>原川修一郎</u>	平成20年 3月28日就任
		平成20年 4月 7日登記
	取締役 <u>原川修一郎</u>	平成22年 3月26日重任
		平成22年 3月30日登記
		平成22年12月 3日辞任
		平成23年 1月 4日登記
取締役 <u>安藤正市</u>	平成22年 3月26日就任	
	平成22年 3月30日登記	
	平成22年12月31日辞任	
	平成23年 1月 4日登記	
	取締役 <u>木暮浩明</u>	平成22年 3月26日就任
		平成22年 3月30日登記
	(社外取締役)	平成22年12月 3日辞任
		平成23年 1月 4日登記

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

	取締役 <u>山本哲也</u>	平成23年 1月 1日就任	
		平成23年 1月 4日登記	
	取締役 <u>山本哲也</u>	平成23年 3月30日重任	
		平成23年 4月 5日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口四丁目21番6号 代表取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成18年 3月30日就任	
		平成18年 3月30日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口四丁目21番6号 代表取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成20年 3月28日重任	
		平成20年 4月 7日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口四丁目21番6号 代表取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成22年 3月26日重任	
		平成22年 3月30日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口四丁目21番6号 代表取締役 <u>濱野雅弘</u>	平成23年 3月30日重任	
		平成23年 4月 5日登記	
		横浜市青葉区すすき野三丁目4番地137 代表取締役 <u>山本哲也</u>	平成23年 1月 1日就任
			平成23年 1月 4日登記
		横浜市青葉区すすき野三丁目4番地137 代表取締役 <u>山本哲也</u>	平成23年 3月30日重任
			平成23年 4月 5日登記
	監査役 <u>明松優</u>	平成19年 3月27日重任	
	(社外監査役)	平成19年 4月 4日登記	
		平成23年 3月30日退任	
		平成23年 4月 5日登記	
	監査役 <u>味舌啓之</u>	平成19年 3月27日重任	
	(社外監査役)	平成19年 4月 4日登記	
		平成23年 3月30日退任	
		平成23年 4月 5日登記	



大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

	<u>監査役</u> 木下俊一	平成19年 3月27日重任
		平成19年 4月 4日登記
		平成23年 3月30日退任
		平成23年 4月 5日登記
	<u>監査役</u> 谷内博則	平成23年 3月30日就任
		平成23年 4月 5日登記
	<u>監査役</u> 樹下國昭	平成23年 3月30日就任
		平成23年 4月 5日登記
	<u>会計監査人</u> あらた監査法人	平成19年 3月27日就任
		平成19年 4月 4日登記
	<u>会計監査人</u> あらた監査法人	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 7日登記
		平成20年 7月 1日辞任
		平成20年 7月14日登記
	<u>会計監査人</u> アスカ監査法人	平成21年 3月27日就任
		平成21年 4月 1日登記
	<u>会計監査人</u> アスカ監査法人	平成22年 3月26日重任
		平成22年 3月30日登記
		平成23年 3月30日退任
		平成23年 4月 5日登記
<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成23年 3月30日就任	
	平成23年 4月 5日登記	
<u>仮会計監査人</u> アスカ監査法人	平成20年 7月 1日就任	
	平成20年 7月14日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。	

整理番号 ウ260703

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

8/44

PATENT

REEL: 026283 FRAME: 0089

	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>平成20年 3月28日設定 平成20年 4月 7日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>2010年満期円貨建換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p><u>新株予約権の数</u></p> <p>1万個 2900個</p> <p>平成20年 9月26日変更 平成20年10月 8日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u></p> <p>当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額の適用時における転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p><u>各新株予約権の発行価額</u></p> <p>無償</p> <p><u>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</u></p> <p>本社債の発行価額と同額（金100万円）とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初金4700円とする。</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{時 価}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>本社債の発行価額と同額（金100万円）とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、金2350円とする。</p> <p>転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{時 価}}$

	株式数+ _____
調整後 調整前	時 価
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>平成18年 1月 1日変更 平成18年 1月10日登記                  本社債の発行価額と同額（金100万円）とする。                  本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、金2350円とする。                  転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。</p>	
$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}$	
調整後 調整前	時 価
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>（金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額）                  当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額（金100万円）とする。                  平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月28日登記                  （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）                  本社債の発行価額と同額（金100万円）とする。                  本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、金2344.3円とする。                  転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。</p>	
$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}$	
調整後 調整前	時 価
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p>	

(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)

当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額(金100万円)とする。

平成18年 6月14日変更 平成18年 6月28日登記

(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法)

本社債の発行価額と同額(金100万円)とする。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、金1876円とする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{時 価}} \end{array}$$

既発行株式数+新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)

当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額(金100万円)とする。

平成19年 4月 9日変更 平成20年10月 8日登記

新株予約権を行使することができる期間

2005年10月11日から2010年9月10日まで(チューリップ時間)

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

平成17年10月11日登記

平成20年12月8日新株予約権全部消却

平成20年12月26日登記

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(2)記載の転換価額(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

(3)乃至(6)によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額(金425万円)とする。

(2)転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、104円とする。

(3)「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、(4)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 調整前} \quad \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{転換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{時 価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{転換価額}$$

(4)転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①(5)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合  
 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)  
 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又はは権

利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（5）②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、

（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（（4）乃至（6）と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における（5）②に定める時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記（i）による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用

する。

⑥③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}$  により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(5) ①転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、(4)⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④(4)①乃至③に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由

に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、  
 他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年3月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

なお、この新株予約権は、2回債については第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができ、以下同様に、3回債は1回債・2回債が同条件に基づき消滅した場合、というように、「n（nは2乃至6、この号において同じ）回債は、n回債より前に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合」に行使することができる。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年2月25日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年2月9日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年2月25日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、(4)による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年2月8日新株予約権全部行使

平成22年 3月12日登記



第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間  
 限定同順位特約付）

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の転換価額（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（3）乃至（6）によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額（金415万円）とする。

（2）転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、104円とする。

（3）「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、（4）に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 調整前} \quad \text{時 価}$$

$$\text{転換価額} = \frac{\text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（4）転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①（5）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普

通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、

(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ( (4)乃至(6)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における(5)②に定める時価を下回る価額になる場合

- (iii)当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (iv)当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取

得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件とするときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数＝

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(5) ①転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、(4)⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④(4)①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用し

て算出するものとする。

(6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年4月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買い消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②この新株予約権は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年3月25日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年3月9日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年3月25日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年3月8日新株予約権全部行使

平成22年 3月30日登記

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の転換価額（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（3）乃至（6）によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額（金415万円）とする。

（2）転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、104円とする。

（3）「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、（4）に掲げる各事由により

当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 調整前} \quad \text{時 価}$$

$$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (5) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合  
 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに (5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は (5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予

約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に④又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(④乃至⑥)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における(5)②に定める時価を下回る価額になる場合

(v)当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとし、③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(vi)当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとし、(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった

日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}$ により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数 =  $\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- (5) ① 転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。  
② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、(4)⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)  
④ (4)①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。  
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。  
② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年5月8日までの間(以下「転換可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「転換請求」という。)ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買い戻す場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の



利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、  
 期限の利益を喪失した時までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②この新株予約権は、第1回及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年4月21日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年4月9日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年4月21日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切り捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切り捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年5月7日新株予約権全部行使

平成22年 5月26日登記

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の転換価額（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（3）乃至（6）によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額（金415

万円)とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、104円とする。

(3) 「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、(4)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{調整前 既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{転換価額}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (5) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は(5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普

通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（5）②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（（4）乃至（6）と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における（5）②に定める時価を下回る価額になる場合

(vii) 当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(viii) 当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記（i）による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥ ③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除

した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(5) ①転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、(4)⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④(4)①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年6月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買い消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②この新株予約権は、第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年5月28日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年5月7日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年5月28日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年6月8日新株予約権全部行使

平成22年 6月23日登記

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とする。  
 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の転換価額（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（3）乃至（6）によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得

られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額（金415万円）とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、104円とする。

(3) 「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、(4)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{調整前 転換価額}} \times \text{時 価}$$

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (5) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合  
 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は(5) ②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で

転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（5）②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、

（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（（4）乃至（6）と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における（5）②に定める時価を下回る価額になる場合

（ix）当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

（x）当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記（i）による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの（5）③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}$ により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数＝

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(5) ①転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、(4)⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④(4)①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、



他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4)⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年7月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

平成21年8月11日から平成23年1月6日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

平成22年 7月 8日変更 平成22年 7月22日登記

新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。  
②この新株予約権は、第1回乃至第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年6月29日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年6月9日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年6月29日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年12月30日行使期間満了

平成23年 1月 4日登記

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の転換価額（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（3）乃至（6）によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額（金415万円）とする。

（2）転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、104円とする。

（3）「転換価額の調整」

当社は、本新株予約権付社債の発行後、（4）に掲げる各事由により

当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 調整前} \quad \text{時 価}$$

$$\text{転換価額} = \frac{\text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (5) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合  
 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予

約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(5)②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(④乃至⑥)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における(5)②に定める時価を下回る価額になる場合

(xi)当該取得請求権付株式等に関し、③による転換価額の調整が修正日前行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(xii)当該取得請求権付株式等に関し、③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの(5)③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件とするときには、①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。  
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった

日までに、本新株予約権を転換した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}$ により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- (5) ① 転換価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。  
② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、(4) ⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において(4)乃至(6)に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。  
④ (4) ①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(4)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (6) (4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。  
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、新設分割、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。  
② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) (3)乃至(6)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、(4) ⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成22年8月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
高砂電器産業株式会社  
会社法人等番号 1200-01-002128

利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。  
平成21年8月11日から平成23年2月8日までの間（以下「転換可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「転換請求」という。）ができる。ただし、転換可能期間は、①当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、募集社債の償還の方法及び期限の条項により本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、③当社が、期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

平成22年 7月 8日変更 平成22年 7月22日登記  
新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②この新株予約権は、第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の全部が行使、消却等により消滅した場合に行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、平成22年7月28日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成22年7月9日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成22年7月28日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

当社は、平成23年1月28日に、交付財産（以下に定義する。）と引換に取得する本新株予約権付社債の金額を、平成23年1月7日に本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。ただし、強制転換価額（以下に定義する。）が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、当社は、本新株予約権付社債を償還期限に基本的に現金で償還するものとするが、最終的には本新株予約権付社債の社債権者と協議の上、決定する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、平成23年1月28日まで（当日を含む）の3連続取引日の株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が、当初転換価額の65%に相当する金額（ただし、（4）による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。1円未満切捨て。）を下回る場合には、修正後の強制転換価額は下限転換価額とする。

平成22年 7月 8日変更 平成22年 7月22日登記

平成21年 8月10日発行

平成21年 8月24日登記

平成22年12月30日行使期間満了

平成23年 1月 4日登記

第1回新株予約権

新株予約権の数

10万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、

「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定

方法」(1)の出資額を「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」(2)の行使価額(ただし、「行使価額の調整」によって調整された場合は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
 各本新株予約権あたり金40円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1万円とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、138円とする(以下「当初行使価額」という。)

「行使価額の調整」規定

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、「行使価額の調整」(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\text{交付普通} \times \text{1株当たりの} \\ \text{株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{時価}}$$

調整後 調整前  
 行使価額 = 行使価額 ×

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 「行使価額の調整」(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに「行使価額の調整」(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または「行使価額の調整」(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求で



きる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該 (調整前行使価額 - 調整後行使価額)} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、「行使価額の調整」(2)④の場合は基準日に先立つ45取引日目に始まる30日取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、「行使価額の調整」(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 「行使価額の調整」(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 「行使価額の調整」(2)の規定にかかわらず、「行使価額の調整」(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、「行使価額の調整」(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。

ただし、この場合も、下限行使価額については、「行使価額の調整」(2)に従った調整を行うものとする。

(7) 「行使価額の調整」に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、「行使価額の調整」(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、「行使価額の調整」(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成24年8月11日までとする。但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件                  当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1カ月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり40円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平成21年 8月10日発行</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平成21年 8月24日登記</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成22年12月30日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">平成23年 1月 4日登記</p>	平成21年 8月10日発行	平成21年 8月24日登記																																																							
平成21年 8月10日発行																																																										
平成21年 8月24日登記																																																										
<p>新株の引受権の行使により発行すべき株式</p>	<p>第43回総会で決議された(ろ)新株の引受権                  第43回総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式                  新株の引受権</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">平成12年 6月20日許可</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">平成12年 6月21日更正</td> </tr> <tr> <td colspan="3">目的たる株式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1株の金額50円の額面普通株式4万9000株</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1株の金額50円の額面普通株式4万7000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成12年 5月31日変更</td> <td style="text-align: center;">平成12年 6月 7日登記</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1株の金額50円の額面普通株式4万4000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成12年 6月30日変更</td> <td style="text-align: center;">平成12年 7月 7日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">3万1000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成16年 4月20日変更</td> <td style="text-align: center;">平成16年 4月20日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">2万9000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成17年 2月28日変更</td> <td style="text-align: center;">平成17年 3月 7日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">2万8000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成18年 2月20日変更</td> <td style="text-align: center;">平成18年 2月24日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">2万7000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成18年 5月31日変更</td> <td style="text-align: center;">平成18年 9月 6日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">2万6000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成19年12月20日変更</td> <td style="text-align: center;">平成20年 1月 4日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">2万2000株</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成20年 6月20日変更</td> <td style="text-align: center;">平成20年 7月14日登記</td> </tr> </table> <p>発行価額</p> <p>権利を付与する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、株式の分割および時価を下回る価格で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後 発行価額} = \frac{\text{調整前 発行価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行による増加株式数}}$		平成12年 6月20日許可	平成12年 6月21日更正	目的たる株式			1株の金額50円の額面普通株式4万9000株			1株の金額50円の額面普通株式4万7000株				平成12年 5月31日変更	平成12年 6月 7日登記	1株の金額50円の額面普通株式4万4000株				平成12年 6月30日変更	平成12年 7月 7日登記	普通株式	3万1000株			平成16年 4月20日変更	平成16年 4月20日登記	普通株式	2万9000株			平成17年 2月28日変更	平成17年 3月 7日登記	普通株式	2万8000株			平成18年 2月20日変更	平成18年 2月24日登記	普通株式	2万7000株			平成18年 5月31日変更	平成18年 9月 6日登記	普通株式	2万6000株			平成19年12月20日変更	平成20年 1月 4日登記	普通株式	2万2000株			平成20年 6月20日変更	平成20年 7月14日登記
	平成12年 6月20日許可	平成12年 6月21日更正																																																								
目的たる株式																																																										
1株の金額50円の額面普通株式4万9000株																																																										
1株の金額50円の額面普通株式4万7000株																																																										
	平成12年 5月31日変更	平成12年 6月 7日登記																																																								
1株の金額50円の額面普通株式4万4000株																																																										
	平成12年 6月30日変更	平成12年 7月 7日登記																																																								
普通株式	3万1000株																																																									
	平成16年 4月20日変更	平成16年 4月20日登記																																																								
普通株式	2万9000株																																																									
	平成17年 2月28日変更	平成17年 3月 7日登記																																																								
普通株式	2万8000株																																																									
	平成18年 2月20日変更	平成18年 2月24日登記																																																								
普通株式	2万7000株																																																									
	平成18年 5月31日変更	平成18年 9月 6日登記																																																								
普通株式	2万6000株																																																									
	平成19年12月20日変更	平成20年 1月 4日登記																																																								
普通株式	2万2000株																																																									
	平成20年 6月20日変更	平成20年 7月14日登記																																																								

<p>新株の引受権を行使することのできる期間  <u>平成11年12月1日から平成20年9月30日まで</u></p>																																																																																																																																																	
<p>平成20年10月1日第43回総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式新株の引受権行使期間満了  <p style="text-align: right;">平成20年10月 8日登記</p></p>																																																																																																																																																	
<p>合併によりクリエイションカード情報システム株式会社から承継した第3回総会で決議された(ろ)新株の引受権</p> <p>目的たる株式</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>1万4960株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>1万2320株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成16年</td> <td>4月20日変更</td> <td>平成16年</td> <td>4月20日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>1万560株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成17年</td> <td>2月28日変更</td> <td>平成17年</td> <td>3月 7日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>3960株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成17年</td> <td>3月31日変更</td> <td>平成17年</td> <td>4月 7日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>3520株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成17年</td> <td>4月30日変更</td> <td>平成17年</td> <td>5月12日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>1320株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成17年</td> <td>5月31日変更</td> <td>平成17年</td> <td>6月 8日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>880株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成17年</td> <td>8月31日変更</td> <td>平成17年</td> <td>9月12日登記</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>440株</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成20年</td> <td>6月20日変更</td> <td>平成20年</td> <td>7月14日登記</td> </tr> </table> <p>発行価額</p> <p>1株につき金1819円</p> <p>但し、この発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される(1円未満の端数切上げ)。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>既発行</td> <td>調整前</td> <td>新規発行</td> <td>1株当り</td> </tr> <tr> <td>調整後</td> <td>株式数</td> <td>× 発行価額</td> <td>+ 株式数</td> <td>× 払込価額</td> </tr> <tr> <td>発行価額=</td> <td colspan="4"><hr/></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">既発行株式数 + 新規発行株式数</td> </tr> <tr> <td>1株につき金910円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>但し、この発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される(1円未満の端数切上げ)。</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既発行</td> <td>調整前</td> <td>新規発行</td> <td>1株当り</td> </tr> <tr> <td>調整後</td> <td>株式数</td> <td>× 発行価額</td> <td>+ 株式数</td> <td>× 払込価額</td> </tr> <tr> <td>発行価額=</td> <td colspan="4"><hr/></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">既発行株式数 + 新規発行株式数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成18年</td> <td>2月20日変更</td> <td>平成18年</td> <td>2月24日登記</td> </tr> </table> <p>新株の引受権を行使することのできる期間  <u>平成13年10月1日から平成20年9月30日まで</u></p> <p style="text-align: right;">平成15年 1月 6日登記</p>	普通株式	1万4960株					普通株式	1万2320株							平成16年	4月20日変更	平成16年	4月20日登記	普通株式	1万560株							平成17年	2月28日変更	平成17年	3月 7日登記	普通株式	3960株							平成17年	3月31日変更	平成17年	4月 7日登記	普通株式	3520株							平成17年	4月30日変更	平成17年	5月12日登記	普通株式	1320株							平成17年	5月31日変更	平成17年	6月 8日登記	普通株式	880株							平成17年	8月31日変更	平成17年	9月12日登記	普通株式	440株							平成20年	6月20日変更	平成20年	7月14日登記		既発行	調整前	新規発行	1株当り	調整後	株式数	× 発行価額	+ 株式数	× 払込価額	発行価額=	<hr/>					既発行株式数 + 新規発行株式数				1株につき金910円					但し、この発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される(1円未満の端数切上げ)。						既発行	調整前	新規発行	1株当り	調整後	株式数	× 発行価額	+ 株式数	× 払込価額	発行価額=	<hr/>					既発行株式数 + 新規発行株式数					平成18年	2月20日変更	平成18年	2月24日登記
普通株式	1万4960株																																																																																																																																																
普通株式	1万2320株																																																																																																																																																
		平成16年	4月20日変更	平成16年	4月20日登記																																																																																																																																												
普通株式	1万560株																																																																																																																																																
		平成17年	2月28日変更	平成17年	3月 7日登記																																																																																																																																												
普通株式	3960株																																																																																																																																																
		平成17年	3月31日変更	平成17年	4月 7日登記																																																																																																																																												
普通株式	3520株																																																																																																																																																
		平成17年	4月30日変更	平成17年	5月12日登記																																																																																																																																												
普通株式	1320株																																																																																																																																																
		平成17年	5月31日変更	平成17年	6月 8日登記																																																																																																																																												
普通株式	880株																																																																																																																																																
		平成17年	8月31日変更	平成17年	9月12日登記																																																																																																																																												
普通株式	440株																																																																																																																																																
		平成20年	6月20日変更	平成20年	7月14日登記																																																																																																																																												
	既発行	調整前	新規発行	1株当り																																																																																																																																													
調整後	株式数	× 発行価額	+ 株式数	× 払込価額																																																																																																																																													
発行価額=	<hr/>																																																																																																																																																
	既発行株式数 + 新規発行株式数																																																																																																																																																
1株につき金910円																																																																																																																																																	
但し、この発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される(1円未満の端数切上げ)。																																																																																																																																																	
	既発行	調整前	新規発行	1株当り																																																																																																																																													
調整後	株式数	× 発行価額	+ 株式数	× 払込価額																																																																																																																																													
発行価額=	<hr/>																																																																																																																																																
	既発行株式数 + 新規発行株式数																																																																																																																																																
	平成18年	2月20日変更	平成18年	2月24日登記																																																																																																																																													
<p>平成20年10月1日合併によりクリエイションカード情報システム株式会社から承継した第3回総会で決議された(ろ)新株の引受権行使期間満了  <p style="text-align: right;">平成20年10月 8日登記</p></p>																																																																																																																																																	

大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
 高砂電器産業株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-002128

会社分割	平成20年1月4日大阪市鶴見区今津北四丁目8番18号アビメディカル株式会社 会社に分割 平成20年 1月 4日登記
	平成20年8月1日大阪市浪速区元町二丁目6番21号クリエイションカード株式会社 会社に分割 平成20年 8月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月28日登記
	平成23年 3月30日廃止 平成23年 4月 5日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月28日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成23年 4月25日

大阪法務局  
登記官

森 澤 茂 己



整理番号 ウ260703

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

44/44

PATENT